

平成31年1月からの確定申告について

●スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面を利用して、所得税の確定申告書が作成できるようになります。

●ID・パスワードによるe-Taxが開始されます。

平成31年（2019年）1月から、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの確定申告書等作成コーナーを利用して、所得税の確定申告書が作成できるようになります。

また、ID・パスワードによる電子申告が開始されます。

次の2つがあれば、自宅で簡単にe-Taxができます。

① ID（利用者識別番号）

② パスワード（暗証番号）

- IDとパスワードは税務署で発行しています。
- 発行の際には、運転免許証などの本人確認書類が必要です。
- 確定申告期に限らず、いつでも発行可能です。（税務署開庁時）

確定申告書等作成コーナーでIDとパスワードを利用することにより、今までのようにマイナンバーカード及びICカードリーダーがなくても電子申告ができるようになりました。

ただし、IDとパスワードの発行を税務署でしてもらう必要があるため、その点にご注意して下さい。

今後はe-Taxの送信方式について、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができるようになります。

～参考～

●マイナンバーカード方式

・マイナンバーカードとICカードリーダーを利用してe-Taxを行う方法です。

なお、ご利用には以下のパスワード等が必要です。

・e-Taxを利用したことがある方は利用者識別番号と暗証番号

・マイナンバーカードを取得した際に市区町村の窓口等で設定したパスワード等

※ マイナンバーカード方式はパソコンをお使いの方についてご利用できる方法です。

スマートフォン・タブレット等を使用する場合はID・パスワード方式をご利用ください。

●ID・パスワード方式

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを利用してe-Taxを行う方法です。

マイナンバーカードとICカードリーダーは不要です。

なお、平成30年1月以降、確定申告会場などで既にID・パスワード方式の届出完了通知を受け取られた方は、平成31年1月からご利用いただけます。

※ マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。